

命を預かる自覚と責任

飼い主はペットを選べますが、ペットは飼い主を選べません。
あなたの覚悟と責任がその動物の一生を決めます。
ペットが頼れるのはあなただけ。
飼う前に「命を預かる」ということを考えてください。

処分頭数を減らす取り組みについて
県動物愛護センターに聞きました

官民、個人が連携し 普及啓発することが重要

当センターは、ふれあいを通じて動物の習性や正しい飼い方について学ぶ「ふれあい教室」の開催や、搬入された犬猫を譲渡する業務をしています。

県内の保健所などから搬入された犬猫は、譲渡される場合を除いて、一定期間後に処分されます。

今までは、高濃度の二酸化炭素で処分していましたが、現在は麻酔を使った方法に変えつつあります。遺体は焼却炉で焼却しています。安楽死といっても、病気などで苦しんでいるわけでもないので、

言葉で言い表せない悲しい感情に襲われます。この仕事に携わって、きちんと動物を飼うことの大切さを知り、皆さんにも知ってほしいと思いましたが、

飼うことは大変なこと。手放すことになっても、新しい飼い主を見つけるまでが飼い主の義務です。「途中で放棄しない」と覚悟を持ち飼ってください。

手放す原因は、不妊去勢手術をしていなかったことが多くです。子どもを望まないのであれば、手術を考えてほしいですね。



また、野良猫に「おなかをすかせてかわいそう」と餌を与えなくなる気持ちは分かります。しかし、餌を食べて栄養状態のよい猫は子猫を生みますが、誰が面倒を見られるのでしょうか。残った餌やふん尿は悪臭を発生させますが、誰が処理するのでしょうか。処分される猫を増やしたり、近所の人とトラブルになったりする原因につながります。無責任な餌やりはしないように

してください。不幸な命を減らすためには「生まれた子どもの面倒を最後までみられない人は、不妊去勢手術をする」「野良の犬猫に関わる時は、飼い主としての責任を持って世話をする」「これをみんなで守ることが理想だと思います。何年かかるかは分かりませんが、処分する頭数は0に近くなるのではないのでしょうか。しかし、現実はどうでしょうか。

ません。「不妊去勢手術はお金がかかるのでやらない」「かわいそうだから餌をあげる」などをする人がいます。動物に対する考えは人によって違うので、皆さんに一朝一夕で浸透させることは不可能です。飼い主に自覚と責任を持ってもらうためには、県、市や関係団体、個人が連携して、地道に普及啓発することが重要だと思います。

犬の登録や狂犬病予防注射、 犬猫の譲渡事業などのお知らせ

【犬の登録について】

登録は生涯一度です。引越した場合、その犬が死亡した場合は届け出が必要となります。登録の手続き、料金などは市町村により異なる場合がありますので、詳しくはお住まいの地域の総合支所市民課にお問い合わせください。

【問い合わせ】市役所各総合支所市民課(地域係)

【狂犬病予防注射について】

狂犬病予防注射は、年1回の接種が義務付けられています。所有

者は、鑑札および狂犬病予防注射済票をその犬に付けておかなければなりません。市内の動物病院で個別に予防注射した場合(集合注射を除く)は、病院が発行した予防注射済票を総合支所市民課に持参し、予防注射済票の発行を受けてください。鑑札や狂犬病予防注射済票を紛失した場合は、総合支所市民課で再発行の手続きをしてください。

【問い合わせ】市役所各総合支所市民課(地域係)

【犬猫の譲渡事業について】

県動物愛護センターや県内の保

健所では、保護したり、飼い主から引き取ったりした犬猫を譲渡しています。

譲渡申し込みする際は、県内に在住する18歳以上の人、家族全員の同意を得ている人などの条件があります。詳しくは県のホームページをご覧ください。

【宮城県ホームページ】

http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/doubutuai/gojoutodoubutu.html

【飼い主のいない猫の不妊手術に対する助成制度】

県獣医師会は、当会会員動物病院(一部不可)で、県内に生息する飼い主のいない猫の不妊手術をする場合に、手術費用の一部を助成します。助成を受ける場合は、条件がありますので、県獣医師会事務局へお問い合わせください。

※飼い猫は対象外

【交付額】雄猫3千円、雌猫6千円

【申請期限】2月28日(火)

※受け付け頭数に限りがあります

【問い合わせ】宮城県獣医師会事務局

022(297)1735